

2023年2月16日

株式会社SHINKO

代表取締役社長 福留 泰蔵

問合せ先： 03-5822-7600（代表）

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「わたしたちはお客様を念(おも)い、仲間を想(おも)い、社会を憶(おも)い、高度情報通信ネットワーク社会のラストワンマイルである人と人との接点に新たな価値を創造していきます。」を企業理念として掲げております。この企業理念のもと、企業の社会的責任の遂行と株主利益の確保のために、コーポレート・ガバナンスが重要な経営上の課題であると位置付け、その強化に努めております。「経営の透明性、公正性及び効率性の確保、適切な情報開示による説明責任の遂行」を基本とし、全社を挙げコーポレート・ガバナンスの一層の充実に努めてまいりたいと考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2④ 株主総会における権利行使】

当日ご出席できない株主については議決権行使書の郵送による議決権行使方法に加え、インターネットによる議決権行使プラットフォームの採用を検討いたします。

当社は、現時点で招集通知の英訳は実施しておりませんが、株主が議決権行使を行いやすい環境の整備が必要と認識しております。今後、海外投資家比率を勘案し、検討を行ってまいります。

【補充原則3-1① 情報開示の充実】

情報開示については、当社ウェブサイトや統合報告書などにおいて、正確な情報が伝達できるよう具体的かつ平易な記載を行うとともに、取締役会での議論の状況などのコーポレート・ガバナンスにかかる非財務情報も含めた付加価値の高い内容となるよう努めてまいります。

【補充原則3-1② 海外投資家等の比率等を踏まえた英語での情報の開示・提供の推進】

当社は、現時点で投資家の構成比率等の情報を総合的に勘案し、現在のところ英訳での情報の開示・提供は実施しておりません。引き続き、株主構成等の情報収集・分析に努め、検討を行ってまいります。

【補充原則4-1③ 最高経営責任者（CEO）等の後継者の計画】

当社は、企業が将来に亘って継続的に成長していくためには、経営を司る後継者の育成が重要な要素であると認識しており、最高経営責任者（CEO）等の後継者の計画については、会社の重要事項と位置付けております。今後、後継者育成の計画、選任のプロセスについて十分に審議を行い、取締役会において検討していく予定です。

【補充原則4-2① 取締役会の役割・責務（2）】

当社の経営陣の報酬は、定時株主総会で決定した年間総報酬額の枠内圏で以下の方法により決定してい

ます。常勤取締役については取締役会が決定した役員報酬の基本方針に基づき、毎年定時株主総会後の取締役会において、役位（職位）に応じた基本報酬と事業年度ごとの業績及び個人評価等を加味し、決定しています。業務執行から独立した立場である社外取締役については、基本報酬のみを支給する方針としております。

また、監査役については、監査役会の協議により決定しています。

【補充原則4-2② 取締役会による自社のサステナビリティを巡る取組みについての基本的な方針の策定、経営戦略の配分や事業ポートフォリオ戦略の実行の監督】

当社の取締役会は、中長期的な企業価値の向上の観点から、自社のサステナビリティを巡る取組みについて基本的な方針を策定すべく検討してまいります。

【補充原則4-3③ CEOの解任手続き】

当社は、現時点で最高経営責任者（CEO）である代表取締役社長の解任について具体的な手続き等を定めておりませんが、複数（3名）の独立社外取締役によってCEOが期待される機能を発揮しないことがないように一定の抑止力が働く体制をとっております。

【補充原則4-8① 独立社外者のみを構成員とする会合】

現在、独立社外取締役のみによる定期的な会合は開かれておりません。独立した立場の取締役が情報交換・認識共有を図ることで、取締役会の議論に客観的な視点と創造的な意見がもたらされ会議が活性化することが期待されます。独立社外役員のみによる会合を検討してまいります。

【補充原則4-8② 筆頭独立社外取締役の決定】

当社は、現時点で筆頭独立社外取締役の決定をしておりませんが、経営陣との連絡・調整や監査役または監査役会との連携は、取締役会や経営会議、また経営企画室を通じて適切に行っております。今後、互選による筆頭独立社外取締役の選定を検討してまいります。

【補充原則4-10① 任意の委員会の設置】

当社は取締役会の諮問機関としての委員会は設置していません。今後、取締役の指名などに係る機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、任意の指名諮問委員会の導入も検討してまいります。

【補充原則4-11③ 取締役会の実効性の分析・評価】

当社は、取締役と社外取締役、社外監査役を交えて適宜意見交換を実施し実効性の確保に努めているものの、取締役会の実効性の分析・評価は現時点では行っておりません。当社では、株主との建設的な対話を通じてステークホルダーの信任を頂けるよう、今後も取締役会の実効性の向上に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4 政策保有株式】

当社は、政策保有株式を保有しておりません。株式の保有を通じた保有先との連携が当社の経営戦略に沿ったもので、中長期的な企業価値の向上に寄与する合理性があることが判断される場合に限り、取締役会に諮ったうえで、政策的に株式を保有することを検討いたします。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、新規に関連当事者取引等を開始する場合、当該取引の事業上の必要性、合理性、取引条件の妥当性を検討し、取締役会が当該検討内容を確認の上で承認することとしております。

関連当事者取引等のうち継続的取引についての取引条件を変更する場合も同様の手続きを実施いたします。また、関連当事者取引等のうち、計算書類若しくは連結計算書類又は財務諸表若しくは連結財務諸表に注記する取引に関しては、本社経理グループが毎事業年度終了後、取引状況を取りまとめ、取締役会に報告することとしております。

なお、取引の有無に係らず、毎事業年度の期初までに関連当事者のリストを作成し、関係会社の異動等により関連当事者の変更を認識した際には、関連当事者リストを更新しています。また、期中において関連当事者に変更があった場合は、連絡を受けた経営企画室が関連当事者リストを更新しております。

【補充原則 2-4 ① 中核人材の登用等における多様性の確保に関する開示】

当社は、性別、中途採用、国籍等に囚われず、個人の能力・成果の人事評価をもとに管理職に登用することを基本方針としております。現時点で当社事業は国内に限られることから、現時点で外国人の管理職登用については実績がありませんが、女性・中途採用者については管理職に登用しております。今後、実績値の開示についても検討してまいります。

【原則 2-6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、契約社員以外の常雇用従業員への将来の退職金支給に備え、確定給付企業年金 75%、退職給付引当金 25%の構成割合による退職金制度を設けています。確定給付企業年金資産は生命保険会社と銀行に運用管理を委託し、予定利率を確保できる期待収益率を基準に安定的でリスクの低い年金商品を選定し、定期的に運用状況を確認し年金資産を運用しています。毎年、外部年金計算会社に年金債務計算を依頼し必要額を拠出及び引当計上しています。確定給付企業年金及び退職給付引当金とも積み立て不足はありません。

【原則 3-1 情報開示の充実】

当社は、法令に基づく開示を適時、適切に行うことに加え、下記事項における方針を掲載しております。

(i) 会社の目指すところ（企業理念等）や経営戦略、経営計画

当社の企業理念等は、当社のウェブサイトに掲載しております。

<https://www.kk-shinko.com/company/philosophy/>

また、経営方針等を当社ウェブサイト及び決算説明資料等に掲載いたします。

(ii) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書の「Ⅰ. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」の「1. 基本的な考え方」に記載しております。

(iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するにあたっての方針と手続

本報告書「Ⅱ. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」「1. 機関構成・組織運営に係る事項」「【取締役報酬関係】報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載のとおりであります。

(iv) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うにあたっての方針と手続

取締役の選任については、各々経営者としての人格に加え、経営者としての経験、実績、管掌部門の

課題を的確に把握し、他の役職員と協力しながら課題を解決する能力があること、法令及び企業倫理の遵守に徹する見識を有すること等を総合的に判断し、選定及び指名を行うこととしております。また、社外取締役の選任に関しては、会社法上の社外性要件に加え東京証券取引所の定める独立性の要件を満たし、当社との間に特別な人的関係、資本関係その他利害関係がないことと判断される基準に基づき選任しております。監査役候補については、人格・見識、監査役に相応しい豊かな経験及び十分な専門知識、コンプライアンスに対する十分な理解等を考慮し、当社の持続的な成長と企業価値の向上に貢献する資質を備えた方を、選定及び指名することとしております。取締役候補及び監査役候補の指名を行うに当たって、当社は独立社外取締役が出席する取締役会において選定しております。

(v) 取締役会が上記 (iv) を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

経営陣幹部の選任については、客観性や透明性を確保するため、独立社外取締役が出席する取締役会が決定しております。取締役候補者及び監査役候補者の指名については、独立社外取締役が出席する取締役会が選定しております。また、個々の選任に関する判断材料となる略歴等については、株主総会招集通知に記載しております。

【補充原則 3-1 ③ 自社のサステナビリティについて】

サービス業である当社にとって従業員は経営の基盤であり、従業員の健康・労働環境への配慮と公正・適切な処遇は重要な経営課題と認識しております。労働組合と定期的な協議を行い、経営会議、取締役会で従業員の処遇、福利厚生等に関し適宜改善の検討を行っています。また自然災害や様々な事業リスクへの対応などについて、事業継続のための計画を作成し、事業の継続と中長期的な企業価値の向上を図る観点からこれらの課題に取り組んでおります。

【補充原則 4-1 ① 取締役会の経営陣への委任】

当社は、経営の意思決定・監督機関としての取締役会と、その意思決定に基づく業務執行体制、情報共有、社内運営にかかる事項の協議・審議の場として経営会議を設けております。取締役会は、法令・定款に定められた事項及び、「取締役会規程」「職務権限規程」等により定められた事項を決定しております。経営会議は、社長、常勤取締役及び執行役員にて構成され、取締役会で決定された方針の具体化や課題の対策、重要事項の協議を通じて、ガバナンスの実効性を高めています。当社は、職務権限規程及び職務権限基準に基づき、取締役会、経営会議、代表取締役社長、常勤取締役、統括ユニット長、統括支店長、室長、グループ長等の意思決定機関及び意思決定者に対して、決裁、審議、承認等に関する権限を明確に定めております。

【原則 4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社では、会社法及び東京証券取引所が定める独立性の資格要件を考慮して、独立社外取締役の独立性を判断しております。また、独立社外取締役の選任にあたっては、高い専門性と豊富な経験、経営全般に関する知見と実績を有し、取締役会等での建設的な議論を通して、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与できる候補者を選定しております。

【補充原則 4-11 ① 取締役会の構成に関する考え方】

当社は、取締役の員数の上限を 10 名以内、監査役の員数の上限を 5 名以内と定款に定めており、現在

の事業規模・管掌範囲などを考慮して、9名の取締役（うち社外取締役4名）、3名の監査役（うち社外監査役2名）を選任しております。

取締役会は、取締役9名、監査役3名、で構成されており、取締役会に対するチェック機能の実効性の為、社外取締役及び社外監査役は、高い独立性を有することが重要と考えております。

【補充原則4-11② 取締役及び監査役の兼任の状況】

当社の取締役及び監査役の兼任状況については、有価証券報告書等により毎年開示いたします。そのうち社外取締役1名が主要株主会社の部長及びそのグループ会社の常務執行役員を兼任しておりますが、兼務の状況については合理的な範囲であると認識しております。

【補充原則4-11③ 取締役会全体の実効性についての分析・評価結果の概要】

当社は、取締役と社外取締役、社外監査役を交えて適宜意見交換を実施し実効性の確保に努めているものの、取締役会の実効性の分析・評価は現時点では行っておりません。当社では、株主との建設的な対話を通じてステークホルダーの信任をいただけるよう、今後も取締役会の実効性の向上に努めてまいります。

【補充原則4-14② 取締役及び監査役のトレーニング】

当社では、取締役及び監査役に対して、その役割及び責務に必要な情報を提供しております。社外取締役及び社外監査役は法律や会計・税務などの専門知識を有する者が在任しており、取締役会等において当該取締役及び監査役より適宜、法令や関連知識の教示を行っております。また、監査役は、適切な監査業務を図る一環として監査役協会を通じて研鑽を積むなど、監査レベル向上に取り組んでおります。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のためには、株主や投資家との建設的な対話が重要であると考えており、株主をはじめとするステークホルダーの皆様に対して、決算説明会等を通して、当社の事業活動、経営戦略及び経営計画等について説明するとともに、当社ウェブサイトにおいて適切な情報開示を行っていく予定であります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社ヒューマンサービス	1,116,000	65.11
PHC株式会社	296,000	17.26
福留 泰蔵	112,000	6.53
エヌ・デーソフトウェア株式会社	76,000	4.43
SHINKO従業員持株会	60,000	3.50

支配株主（親会社を除く）名	—
---------------	---

親会社名	株式会社ヒューマンサービス
親会社の上場取引所	—

補足説明

大株主の状況は、2022年10月31日の状況であり、上場に際しての公募・売出しによって株式を取得した株主の状況は反映していません。

3. 企業属性

上場予定市場区分	スタンダード市場
決算期	3月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上 1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上 1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、支配株主との取引が発生する場合には、取引を行うこと自体に合理性（事業上の必要性）があること及び当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせてその取引条件の妥当性があることを取締役会において審議の上決定し、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
漆原 良夫	弁護士												
根本 紀行	公認会計士												
伊藤 憲太郎	他の会社の出身者												
三宅 大輔	他の会社の出身者					○		○					

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関 する補足説明	選任の理由
漆原 良夫	○	—	弁護士として 20 年以上の活動実績があり法律に関して広い見識を有しており、当社独立役員としてその職務を適切に遂行頂けるものと判断しております。
根本 紀行	○	—	根本紀行公認会計士事務所の代表であります。会計に関する深い知見を有し、大手監査法人での監査経験もあることから当社独立役員としてその職務を適切に遂行頂けるものと判断しております。
伊藤 憲太郎	○	—	長年に渡り上場業務に従事した経験があり、IPO、証券市場、コンプライアンス及びコーポレートガバナンスコードに関する豊富な知識を有していることから、当社独立役員としてその職務を適切に遂行頂けるものと判断しております。
三宅 大輔	—	—	当社の主要株主である PHC 株式会社からの紹介により社外取締役として選任しております。パナソニックグループ企業における長年に渡る海外勤務経験及び経理に関する豊富な経験と幅広い見識を活かして、当社の経営に対する助言や業務執行に対する監督を期待しております。なお、同氏と当社の間にはその他の人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と内部監査部門である業務監査室は、緊密な連携を保つため、毎月監査内容について情報交換を実施しております。業務監査室長は、毎月監査役会に出席し監査役会に業務監査状況を報告するとともに、監査役会での協議事項について適宜情報を共有することで監査対応に役立てております。

会計監査人とは、往査の都度、監査役会、業務監査室との三者で情報交換しており、それぞれの監査に役立てております。往査以外においても定期的に行う三様監査において、監査計画や監査結果に対するディスカッションを行うほか、内部統制の整備に向けた運用状況を確認し必要に応じて改善の提案等を連携して行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
若松 巖	弁護士													
吉田 修	他の会社の出身者													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
若松 巖	○	—	弁護士であり、石川・若松法律事務所に所属しております。法務に関して広い見識を有しており、当社のコンプライアンス及びコーポレート・ガバナンス機能の強化を図る観点から、社外監査役として適任であると認識しております。
吉田 修	○	—	証券会社において業務監査に長年従事し、部門責任者を歴任しております。CIA、CISA、CFE 資格を有しております。業務監査に関する知識、経験は豊富であり、当社の内部統制の強化において、社外監査役として適任であると認識しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	5名
--------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格要件を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	—
---------------------------	---

該当項目に関する補足説明

--

ストックオプションの付与対象者	従業員
-----------------	-----

該当項目に関する補足説明

継続的な企業価値の向上と当社の業績向上のインセンティブとして、ストックオプションを付与しております。
--

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上の者が存在しないため、個別報酬の開示は実施しておりません。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

<p>取締役の報酬については、株主総会にて報酬総額の枠を決議しております。各取締役の報酬額は、取締役会で決議された役員報酬の基本方針に基づき、役位（職位）に応じた基本報酬と事業年度ごとの業績及び個人評価等を加味し、取締役会で審議し決定しております。</p> <p>監査役の報酬については、株主総会にて報酬総額の枠を決議しております。各監査役の報酬については監査役会において決定しております。</p>

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

<p>社外取締役に対しては経営企画室が、社外監査役に対しては業務監査室及びコーポレートスタッフ統括ユニット総務グループが中心となり、必要な資料及び情報の提供等、適宜サポートしております。</p>

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、透明性が高く、かつ迅速な意思決定を図ると共に、それに伴う機動的な業務執行並びに監査対応を適正に行える体制を構築するために、取締役会による監督及び監査役会による監査の体制を採用しております。また、当社は、代表取締役社長直轄の業務監査室を設置し、内部監査責任者2名が内部監査を実施しております。内部監査は、監査役と連携し、当社の各部門の業務遂行状況を監査し、結果については、代表取締役社長に報告するとともに、改善指示を各部門へ周知し、そのフォローアップに努めております。また、社長の意思決定を補助する為の経営会議を設置し、重要事項の協議を通じて、ガバナンスの実効性を高めています。会社の機関の内容及びコーポレート・ガバナンス体制の概要は以下のとおりであります。

a 取締役会

当社の取締役会は9名(うち社外取締役4名)で構成されており、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。取締役会は、原則として毎月1回の定期開催と必要に応じて臨時開催を行っております。取締役会は法令及び定款に則り、法的決議事項及び経営方針等、経営に関する重要事項や業務執行の意思決定を行うほか、取締役の業務執行状況について監督を行っております。また、取締役会には監査役が毎回出席し、取締役の業務執行の状況監査を行っております。

b 監査役会

当社は会社法関連法令に基づく監査役会設置会社制度を採用しており、常勤監査役1名及び社外監査役2名で構成される監査役会を設置しております。毎月1回監査役会を開催しており、ガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、業務監査及び会計監査が有効に実施されるように努めております。また、監査役は、取締役会及び経営会議へ出席のうえ、取締役の業務執行状況の把握に随時努めており、取締役の職務の執行を監査しております。

さらに、監査役は会計監査人及び業務監査室と緊密に連携するとともに、定期的な情報交換を行い、相互の連携を深め監査の実効性と効率性の向上に努めております。

c 経営会議

経営会議は、原則として毎月1回開催し、予算・実績の検討及び経営全般にわたる重要事項について協議を行っております。経営会議の構成メンバーは、社長、常勤取締役及び執行役員であり、業務執行状況の把握のために監査役が同席しております。

d コンプライアンス委員会

法令等の違反や重大な事故を未然に防止するために、常勤取締役及び業務監査室長を構成員とするコンプライアンス委員会を設置し、原則毎月1回開催しています。委員会では、コンプライアンス委員会事務局である業務監査室より業務監査の状況の報告を受けるとともに、当社が認識すべきコンプライアンス上の問題や、運営管理体制や方針を協議しております。

e リスク管理委員会

情報漏洩、自然災害、パンデミックなど当社の事業継続を困難にする重大リスクに対する防御と、重大事案が発生した場合に迅速かつ的確に対応することを目的にリスク管理委員会を設置しています。リス

ク管理委員会は常勤取締役、統括ユニット長及び委員長が指名する者で構成し、事務局はコーポレートスタッフ統括ユニット総務グループとしております。原則として年 2 回開催し、リスク管理に係る基本方針や年度計画、予見されるリスクの洗い出しや防止策、施策の進捗状況と管理について協議しています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役会設置会社であり、会社の業務に精通した取締役、豊富な経験と高い見識と専門性を有する社外取締役によって構成された取締役会及び取締役会から独立した社外監査役を過半数とした監査役会を設置し、適正な業務執行と迅速な意思決定を行える経営体制を構築しております。

さらに経営会議を原則として月 1 回開催し、当社の経営に関する基本方針・中期経営計画策定、予算・実績の検討など経営全般にわたる重要な執行方針を協議しております。

現状の体制により、業務執行に対する監督・監査は適切に機能していると判断しております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主への配慮として、可能な限り招集通知の早期発送に努めてまいります。また、郵送の他、当社ホームページで招集通知を掲載する等の取り組みを検討してまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社の決算期は3月であり定期株主総会は6月の開催となりますが、できる限り集中日を回避するよう努めます。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき事項と考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株主数や分散状況等に応じ、今後検討すべき事項と考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	株主数や分散状況等に応じ、今後検討してまいります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページにIR専用サイトを設置し開示してまいります。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	必要に応じて個人投資家向け説明会の開催を検討してまいります。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	年度決算終了後の決算説明会を定期的を開催することに加え、機関投資家とのミーティングを実施することを検討しております。	なし
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後の投資家層の状況に応じて、開催を検討していくべき事項と考えております。	なし
IR資料をホームページ掲載	当社ホームページ内に、IR専用ページを開設し、当社の情報を速やかに発信できる体制を構築し、株主や投資家の皆様に対して積極的なディスクロージャーを実施してまいります。	
IRに関する部署(担当者)の設置	情報取扱責任者 コーポレートスタッフ統括ユニット長 開示担当部署 経営企画室	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は「わたしたちはお客様を念(おも)い、仲間を想(おも)い、社会を憶(おも)い、高度情報通信ネットワーク社会のラストワンマイルである人と人との接点に新たな価値を創造していきます。」を企業理念としており、この企業理念を実現する為に行動基準/指針を制定しております。企業の発展及び法令遵守によりステークホルダーに還元していく考えであります。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後検討すべき事項と考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、関わりのある全てのステークホルダーに対して、迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を行えるよう社内体制の充実に努め、適時適切な開示について真摯な姿勢で臨んでまいります。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の内部統制システム構築に関する基本方針は以下のとおりであります。

a. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 取締役が法令、定款及び当社の企業理念を遵守することが企業経営における最優先事項と位置づけ、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「行動基準/指針」、「コンプライアンス基本方針」等を定める。

(2) 取締役は、取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議、その他社内規程に従い、当社の業務を執行する。

(3) コンプライアンスの徹底をはかるため、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、管理監督を行う。

(4) コンプライアンス委員には、常勤取締役及び業務監査室長を配置し、コンプライアンス違反を未然に防止するとともに、従業員等がコンプライアンスを正しく理解し、実践していくために指導する。

(5) 内部監査部門として、代表取締役社長直轄の業務監査室を設置する。業務監査室は「内部監査規程」、「内部監査実施細則」に基づき業務全般に関し、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務の執行の手続き及び内容の妥当性につき、定期的に監査を実施し、代表取締役社長及び監査役に対し、その結果を報告する。

(6) 業務に関して法令等に違反する事案を発見した場合に、これを看過することなく、職場における業務の透明性を向上させるため、「内部通報制度運用規程」を定め、使用人が電話、電子メール、書面、面談等により利用できる内部通報窓口を設ける。相談等を行った者に対しては、不利益な取扱いをしない旨を定め、実効性を確保する。

(7) 反社会的勢力の排除を「コンプライアンス基本方針」に定め、不当な利益供与等に対しては、断固たる態度で対応する。

(8) 適正な財務報告書を作成することが社会的信用の維持・向上のために極めて重要であることを認識し、財務報告の適正性を確保するため、財務報告書の作成過程において虚偽記載ならびに誤謬等が生じないよう、「経理規程」その他社内規程を整備するとともに、会計基準その他関連する諸法令を遵守し、実効性のある内部統制を構築する。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 取締役は、「文書管理規程」に基づき、次に定める文書（電磁的記録を含む）を関連資料とともに保存する。①株主総会議事録 ②取締役会議事録 ③その他取締役の職務執行に関する重要な文書

(2) 前(1)の他、会社業務に関する文書の保存及び管理については「文書管理規程」に基づき適正に保存、管理する。

(3) 当社が保存または管理する電磁的記録については、「情報セキュリティ基本方針」に基づきセキュリティを確保し、情報の毀損や外部への流出を防止する。

(4) 取締役は各業務執行部門が保存及び管理する情報を常時、閲覧、謄写または複写することができる。

(5) 個人情報については、法令及び「個人情報保護規程」に基づき厳重に管理する。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 職務遂行に伴うリスクは、与信リスク、リーガルリスク、情報管理リスク、自然災害リスク等様々なリスクがあり、リスク管理が経営の重要課題であることを認識し、「リスク管理規程」を定める。

(2) 当社におけるリスク管理を適切に実施するため、代表取締役社長をリスク管理の最高責任者と定め、業務執行部門の責任者を委員とするリスク管理委員会を設置する。

(3) リスク管理委員会は、予見されるリスクの洗い出し、評価、防止策、リスク発生時の対応策等を検討及び審議し、その結果を取締役に報告する。また、実施する施策の進捗状況管理や担当部署への指導を行い、社内諸規程を遵守する方策を確保することにより当社の損失の危険を回避・予防する。

また、重大な損失の危険が現実化した場合には、速やかに取締役会に報告する。

(4) 事業部門は、諸規程に基づく権限の範囲内で職務を遂行する。

(5) 取引・信用管理・与信限度額管理等については、「与信管理規程」に定める。

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 定例の取締役会を月 1 回開催する他、必要に応じて適時臨時に開催する。取締役会は権限分配を含めた効率的な業務遂行システムを構築し、職務執行の効率化・迅速化を図る。

(2) 定款において会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす旨を定めており、緊急かつ簡易な案件に関する承認手続きの効率化を図る。

(3) 業務運営に関する個別経営課題については、実務的な観点から執行役員、統括支店長等によって構成される経営会議において審議する。経営に関する重要事項については、その審議を経て取締役会において職務の執行の決定を行う。

(4) 職務執行に係る権限の委譲に関する規程を定め、必要な手続きを経て承認を得た範囲内で権限委譲を行うことにより、取締役の職務執行の効率化を図る。

e. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 使用人が法令・定款及び当社の経営理念を遵守し、職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「行動基準/指針」「コンプライアンス基本方針」等を定め、全ての使用人に対し周知徹底する。

(2) 使用人は重大な法令違反、その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合、「コンプライアンス規程」に基づき報告するものとする。なお、利用者の匿名性は担保されるとともに不利益を蒙らない仕組みとする。

(3) コンプライアンス違反者に対しては、就業規則に基づく懲戒を含め厳正に対処する。

f. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

ならびにその独立性及び指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 代表取締役は、監査役会を設置し監査職務を補助する使用人（以下「補助使用人」）を配置する。
- (2) 補助使用人の人選は、監査役会の職務遂行上必要な知識・能力を勘案し、監査役会または常勤監査役と協議のうえ決定する。
- (3) 補助使用人は、当社の就業規則に従うが、当該職務に関する指揮命令権は監査役会に属するものとし、異動、評価、懲戒等の人事事項については監査役会または常勤監査役と事前協議の上で機関決定することとし、取締役からの独立性を確保する。

g. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制

- (1) 監査役は、取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制など、監査役への報告に関する体制の強化に努める。
- (2) 監査役は、取締役が会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、これを直ちに監査役に報告することが自らの義務であることを強く認識するよう、取締役に対して求める。
- (3) 取締役との間で、監査役に対して定期的に報告を行う事項及び報告を行う者を協議して決定するものとする。臨時的に報告を行うべき事項についても同様とする。
- (4) あらかじめ取締役と協議して定めた監査役に対する報告事項について実効的かつ機動的な報告がなされるよう、監査役は、社内規程の制定その他の社内体制の整備を代表取締役に求める。
- (5) 監査役は、内部通報システムにより重要な情報が監査役にも提供されているか及び通報を行った者が通報を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないことが確保されているかを確認し、その内部通報システムが企業集団を含め有効に機能しているかを監視し検証しなければならない。
- (6) 監査役は、内部通報システムから提供される情報を監査職務に活用するよう努める。
- (7) 監査役は、内部監査部門等との関係体制が実効的に構築・運用されるよう、取締役又は取締役会に対して体制の整備を要請するものとする。

h. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

代表取締役は、監査役会の職務の執行に協力し、監査の実効を担保するため、監査費用のための予算措置を行い、監査役会の職務の執行に係る費用等の支払いを行う。

i. その他 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役は「監査役監査基準」に定める監査役監査の重要性・有用性を十分認識し、監査役監査の環境整備を行う。
- (2) 監査役会は、業務監査室に監査の指示を行うことができる。
- (3) 監査役会は、随時必要に応じ、業務執行部門の責任者及び重要な使用人に対して、監査への協力を指示することができる。

(4) 監査役会は、会計監査人と監査業務の品質及び効率を高めるため、情報、意見交換等の緊密な連携を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力との関わりを一切持たないよう「反社会的勢力遮断に関する規程」を整備し、反社会的勢力との一切の関係を排除する為の基本方針を定めております。

具体的行動として、「反社会的勢力への対応細則」において、反社チェックの範囲、調査方法、不良情報がある場合の対応、業務上の取引に際しての留意点、日常業務での注意点、反社会的勢力への具体的対応方法などの詳細を定め、反社会的勢力と関わりを未然に防ぎ、不当要求に一切応じないための体制を整えております。反社チェックは、新規取引を行う取引先だけでなく、役員、従業員の採用の際にも内定前に新聞記事データベース等によりチェックを行っております。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

該当項目に関する補足説明

—

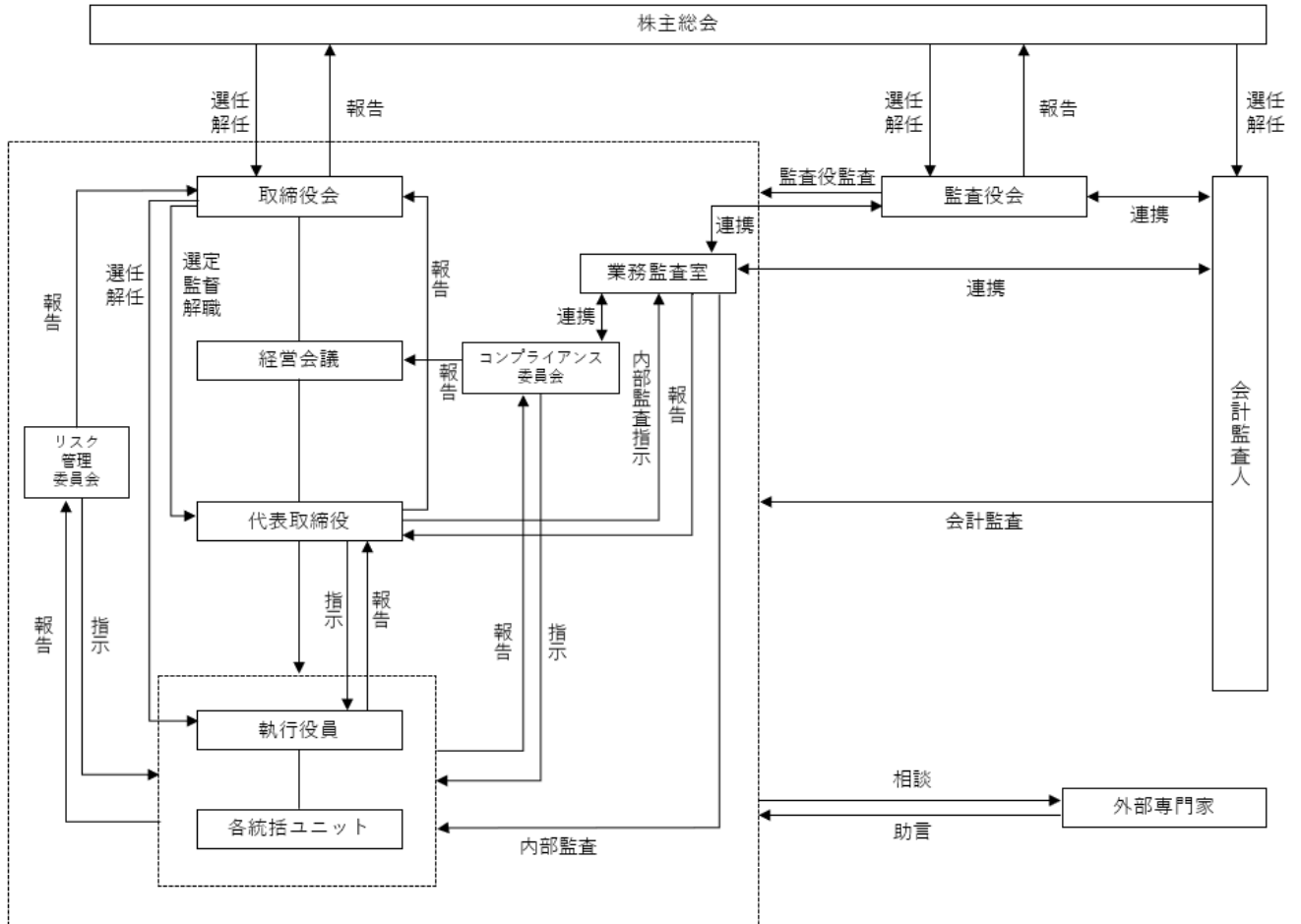
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

—

【模式図(参考資料)】

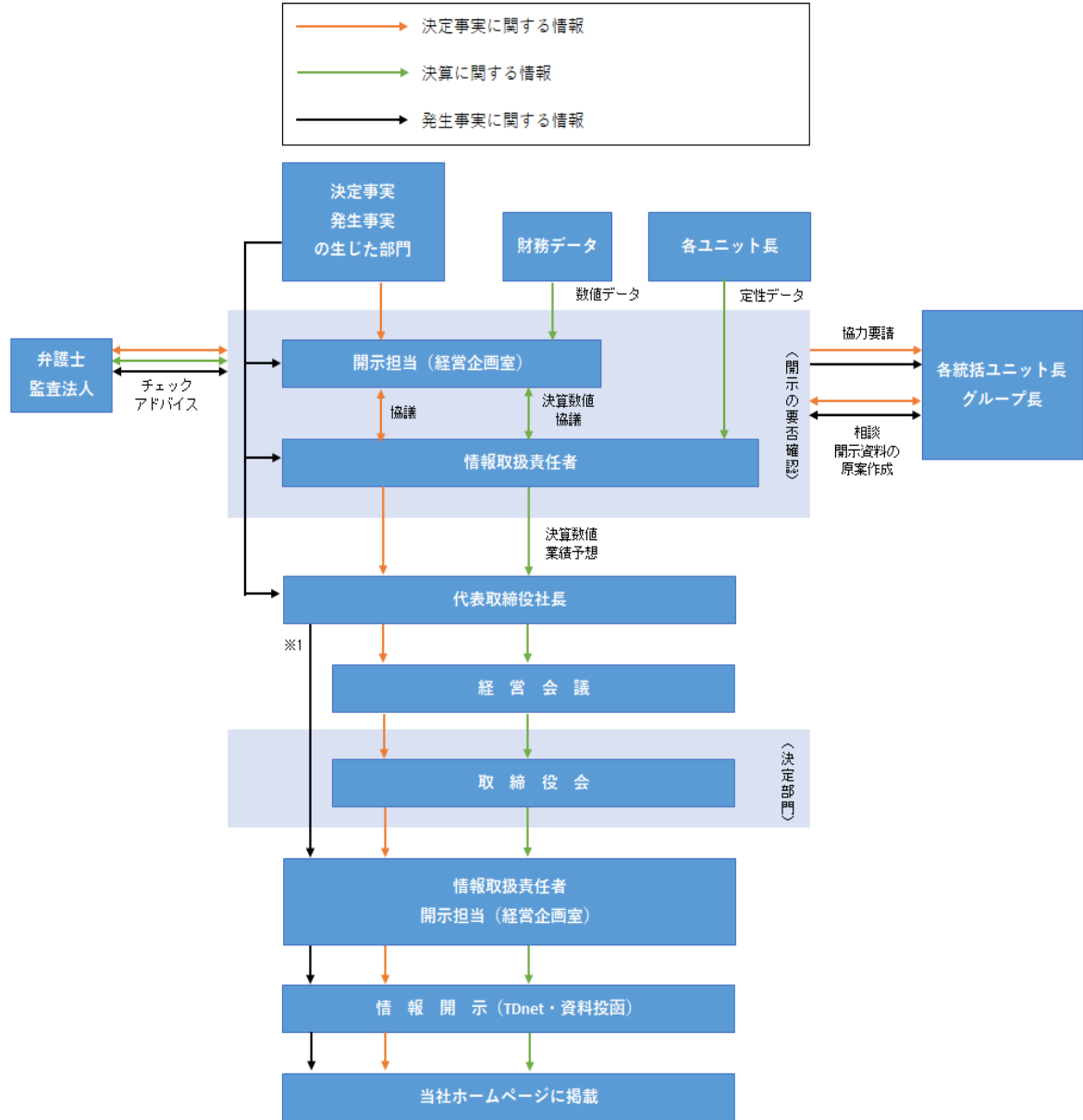
当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続きに関するフローの模式図を参考資料として添付しております。

【コーポレート・ガバナンス模式図】



【適時開示体制の概要（模式図）】

【開示プロセス】



以上